

(別添3)

## 改正遊漁船業法に基づく遊漁船業務主任者の実務研修について

### 1 改正の概要 (新規則第14条第1項第2号及び研修基準)

遊漁船業務主任者に選任されるための要件の1つとして、これまでは10日以上の実務研修又は1年以上の実務経験を求められていたところですが、利用者の安全を十分に確保していく観点から、実践的な経験を積ませるための実務研修の充実が図られました。

### 2 具体的な内容

#### (1) 実務研修の実施者

従来の規定(施行規則第10条第1項第2号)では、遊漁船業務主任者となったばかりの者であっても実務研修の実施者となることが可能でしたが、利用者の安全を十分に確保していくためには、業務形態(船釣り、瀬渡し、その他)ごとに一定の実務経験を積んだ者が実務研修の実施者として指導することが適当であることから、遊漁船業務主任者の実務研修の実施者になることができる者の要件が以下のとおりとされました。

- ア 遊漁船業務主任者として一年以上の実務経験を有すること
- イ 実務研修を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力があること

#### (2) 実務研修の課程(研修内容)

①実務研修で実施する課程は、以下のア～オの5項目に関し、必要な専門的知識が確実に習得させるものでなくてはなりません。

- ア 漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理に関する事項
- イ 漁場の選定に関する事項
- ウ 水産動植物を安全かつ適正に採捕するために必要な指導及び助言に関する事項
- エ 気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常が発生した場合の対応に関する事項
- オ その他遊漁船業務主任者の業務に関し必要な事項

②これまで10日以上としていた研修日数を30日以上とすることとされました。

③項目ごとの主な研修内容は業務規程例の別記様式第3号別紙のとおりであり、研修にあたっては業務形態ごとに行わなくてはなりません。

④実務研修を実施した際は、遊漁船業務主任者はその記録を作成しなくてはなりません。(記録に当たっては、業務規程例の別記様式第3号に様式例を利用いただけます。)

#### (3) 実務研修の実施海域

海はそれぞれの場所ごとに海況や気象等が異なり、また遊漁船業の対象魚種や漁場利用のルール等も違うため、実務研修は、できる限り、遊漁船業務主任者として実際に従事する海域において実施してください。なお、遊漁船業者が選任した遊漁船業務主任者が、実際に従事する海域が実務研修を受けた海域と異なる場合には、遊漁船業者が行うこととされている従業者の教育の中で、当該遊漁船業務主任者に対し、実際に従事する海域の特性等についての必要な教育を十分に実施してください。

#### **(4) 研修内容の習熟度の確認**

実務研修の実施においては、研修の内容が受講者に確実に身につけているかどうかを確認するため、実務研修実施者は、教えた内容を実際にやらせてみるなどして、受講者が研修内容全体を十分理解しているかどうか確認しなくてはなりません。また、そうして確認された理解度に応じて必要な補習等を行ってください。なお、この習熟度の確認は、受講者が研修の内容をしっかりと身につけられるようにするための手段として行うものであって、合否を判断するものではありません。

#### **(5) 実務研修証明書**

実務研修実施者は、実務研修を修了した者に対し、実務研修証明書を交付しなければなりません。なお、実務研修証明書は業務形態ごとに証明するものであり、例えば船釣りのみの実務研修証明書を受けた者は、瀬渡しを行う遊漁船業者の遊漁船業務主任者になることはできません。